

ければならない。

(1) 個人の場合 印鑑証明書

(2) 法人の場合 印鑑証明書

(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

12 その他

(1) 契約締結期限 平成15年4月11日(金)

(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。

(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課

(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。

(5) 問い合わせ先

熊本県総務部管財課(電話096-383-1111 内線3308)

熊本県公告第171号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 申請年月日

平成14年12月19日

2 名称

特定非営利活動法人熊本保全活動協会

3 代表者の氏名

上村 敬雄

4 主たる事務所の所在地

熊本市池田二丁目26番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、地球環境や生活環境の改善を目指すため、以下のような総合的活動を図る。

(1) 国や地方公共団体、企業やその他団体、個人に対して、新エネルギー及び、省エネルギーの普及・促進、教育啓発に関する事業を行い、地球温暖化の抑制を図る。

(2) 地域社会に対して、生活用水の水質汚染、汚濁などの問題を防止、抑制に関する事業を行い、水質環境の保全を図る。

(3) 地域社会の住民に対して、有機農作物の生産・普及促進に関する事業を行い、安全性の高い食生活への改善を図る。

(4) 地域社会の高齢者、障害者等に対して、支援サービスを提供する事業を行い、安心できる社会生活の実現を図る。

以上のような事業を行い、環境保全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第172号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 申請年月日

平成14年12月20日

2 名称

特定非営利活動法人中国辺境地区遺留日系人自立援助会

3 代表者の氏名

佐藤 申二

4 主たる事務所の所在地

菊池郡菊陽町津久礼210番地

5 定款に記載された目的

この法人は、中国の辺境地区に遺留させられている日本人孤児及びその後裔(二世・三世)に対して、彼等に希望と活力を与え、社会通念上の自立を促進するために必要な事業を実施し、国際平和に寄与することを目的とする。

熊本県公告第173号

第3回熊本県食の安全対策懇話会を次のとおり開催する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 開催日時